

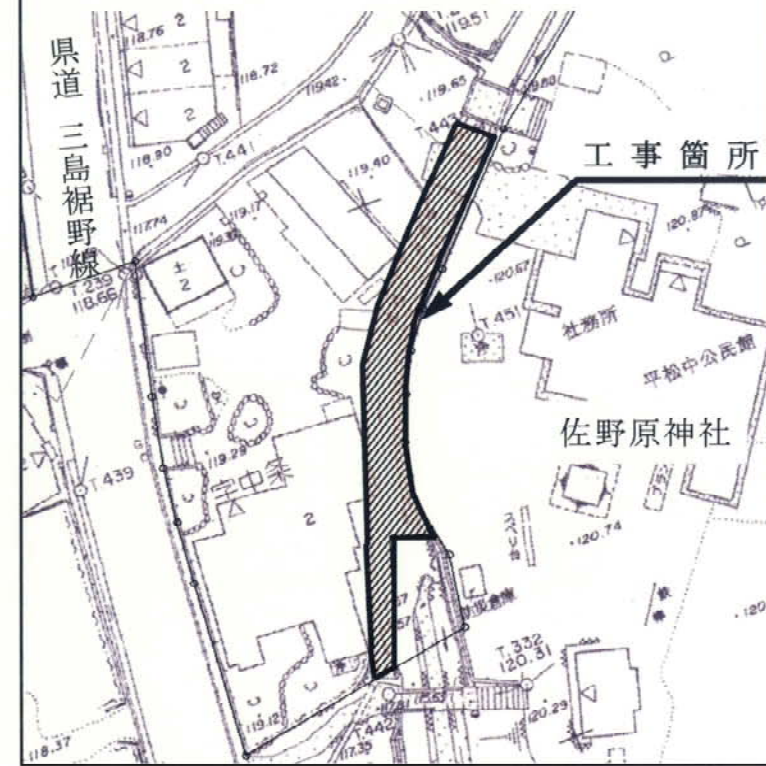
裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業振興部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 http://www.city.susono.shizuoka.jp/ E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

平成20年1月より三間堀川河川改修工事が本格的に始まりました。

平成19年12月から工事のための測量を行い、平成20年1月に本格的に改修工事を開始しました。工期は3月末までの予定です。
1月中旬に車両進入用の橋を取り壊したため、佐野原神社利用者の方にはご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

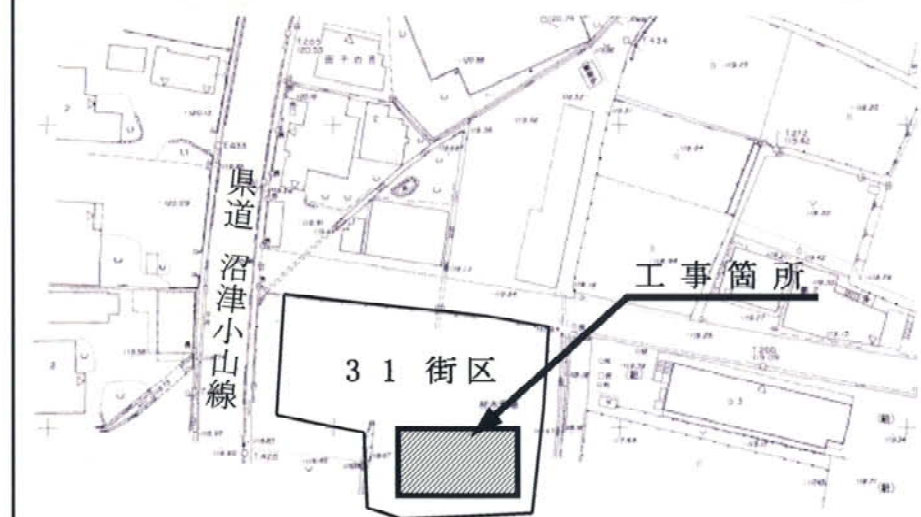
《(準)三間堀川河川改修工事位置図》



【仮設住宅建設工事について】

平成20年3月末の完成に向けて、1月より、着々と工事を進めております。

《仮設住宅建設工事位置図》



仮設住宅の構造▼
● 軽量鉄骨造
2階建 長屋形式
4戸 3LDK 倉庫付

31街区につきましては、将来的に同様の構造の仮設住宅を、もう1棟増築する予定です。

【確定申告が始まります】

平成19年分の所得税・消費税などの確定申告、市県民税(平成20年度)の申告が始まります。申告期限が近づくと、申告会場が大変混雑します。申告はできるだけ早めに済ませましょう。

とき▼

2月18日(月)～3月17日(月)
(土、日曜日・祝日を除く)

受付時間▼

●市役所(8時30分～16時)
●キラメッセぬまづ(9時～17時) ※来場者多数の場合、受付を早めに終了することがあります。

会場▼

●市役所4階401会議室
●キラメッセぬまづ

(沼津市大手町1-1-4)
※事業所得税、譲渡所得税、消費税、贈与税の申告は市役所では受付しません。

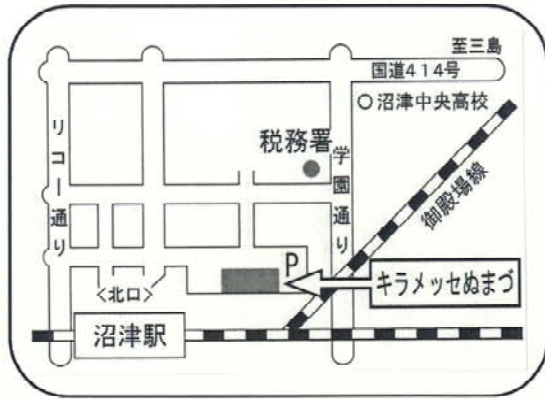
問合せ▼

●市民税室 TEL 995-1810
●沼津税務署 TEL 922-1560
(沼津市米山町3-30)

【区画整理事業で補償金を受け取った場合の所得税の取扱い】

区画整理事業で補償金を受け取った場合、補償の内容により課税の特例が認められる場合があります。

キラメッセぬまづ会場



●対価補償金となるもの(譲渡所得)

※建物移転料や工作物移転料は、税法上の「一時所得」になります。が、建物や工作物を解体した場合や借家人補償金(家賃差額補償)は、「対価補償金」とすることができ、特例の対象になります。

課税の特例の種類▼

- 代替資産を取得した場合の特例
- 5千万円の特別控除の特例
- ※右記のいずれか一方の選択ができます。
- ※市が「買取り等の申出」をした日から6ヶ月以内に契約いただけの方が特別控除の対象となる等の条件があります。



その他▼

●必要経費の補償金(移転雑費や動産移転料等の「一時所得」とされるもの。)の場合は、その交付の目的に従って支出した場合、総収入金額には算入されず、その残額のみが課税の対象となります。

※「一時所得」の対象で、申告時に物件移転等が終了(清算)していない場合は、申告時に「一時所得」の「課税延期」の手続きを行い、然るべき時期に課税額を申告する方法があります。

- 居住用資産の買い換え等、区画整理事業に関係なく、各個人や法人において適用される場合もありますが、各自、事情が異なりますので詳しいことにつきましては、沼津税務署等にお問い合わせすることをお勧めします。
- ※これに関連し、住民税、介護保険料、国民年金保険料、社会保険料等の納付額に影響のある方がいますので、合わせてご確認ください。

裾野駅西地区整備事務所では、駅西土地地区画整理事業について、随時相談業務を行っております。お気軽にお越しください。